

# 総務文教常任委員会報告

令和6年12月19日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年12月9日午前9時56分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開会し、11月29日に本委員会に付託されました議案4件と陳情1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに議案の説明は、去る11月29日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりましたが再度、理事者より説明を受け、質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

### 議案第81号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：個人住民税の寄附金税額控除の改正で、寄附金控除について具体的に説明をお願いしたい。

回答：寄附金控除は、個人が、県・市町、共同募金会、日赤、また条例で定められた公益財団法人や社会福祉法人などに寄附をした場合、寄附額が2,000円を超える場合に、その超える額の町民税6%、県民税4%、合計10%相当額を住民税所得割の額から控除するというものである。特に県・市町に対するふるさと納税については、特例控除額を加算した寄附金控除ができるという内容である。

一例をあげると、夫婦で年収700万円、所得税率20%、配偶者に収入がなく控除対象扶養親族がないケースで言うと、ふるさと納税を、8万円寄附をすると、2,000円を差し引いた7万8,000円が税の軽減額となる。内訳は、個人住民税については、基本分7,800円に加え、特例控除分が5万4,300円、所得税と復興特別所得税を合わせて1万5,900円、合計7万8,000円が税の軽減額となるので、自己負担額は2,000円となる。

質疑：寄附金控除額には上限があるのか。

回答：寄附金額の合計額が、総所得金額等の30%を超える場合には、総所得金額等の30%相当分が住民税の寄附金額となる。また、ふるさと納税による軽減額の上限は個人住民税所得割額の2割となる。

**議案第 8 2 号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

質疑：コンビニ交付における証明書交付手数料の減額措置を 3 年間延長した理由は。

回答：マイナンバーカード等によるコンビニ利用状況が低いことから期限を切つて、町民への浸透と利便性を図るためである。実績を確認した上で今後、期間の見直しと費用対効果を含め、検討する。

**議案第 8 3 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

質疑はありませんでした。

**議案第 8 4 号 美浜町明かりのまちづくり事業基金条例の制定について**

質疑：条例の内容は電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を積み立てるとあるが別途、国の補助金はあるのか。

回答：条例に記載した交付金を積み立てるものであり、他に補助金はない。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

**議案第 8 1 号 美浜町税条例の一部を改正する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第 8 2 号 美浜町手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第 8 3 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

**議案第 8 4 号 美浜町明かりのまちづくり事業基金条例の制定について**

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、当委員会に付託されました陳情第1号の協議について報告いたします。

### 陳情第1号 教職員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書について

はじめに、議会事務局長から陳情の説明を受け、審査に入りました。

意見：公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では100分の4に相当分を調整手当として支給しており、そこに時間外手当とか休日勤務手当が含まれている。それ以外に残業手当を支給するということは、教員不足とか教員の休職者が増えている現代における対策への援護射撃的な意味合いを持つという点で賛成である。

意見：調整額と併せて、時間外手当を支給するということか、または調整額をなくし時間外手当を支給するのか、少し曖昧な内容である。どういうふう  
に認識したらいいのかわからない。

意見：きちんと時間外勤務と位置づけ管理することで、教員がそれぞれに工夫して仕事をし、全体的にも効率が上がると考える。時間外手当をきちんと支給することには賛成である。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました。結果を報告いたします。

陳情第1号 教職員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書提出に関する陳情書については、全員賛成をもって採択することに決しました。なお、議会最終日に採択された場合は、日程を追加し、委員長を提出者とした発委することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時21分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。